2024 年 1 月 4 日現在

UNIKA VIE-PAN のサービス料金

12 番通り工場、15 番通り工場

タントアン輸出加工区内工場の月当たりのサービス料金は以下の通りです。

<table>
<tr><th></th><th>法人化せずに入居</th><th colspan="2">現地法人として入居（サブリース）</th></tr>
<tr><td>建物利用料</td><td colspan="3">5 ドル／㎡</td></tr>
<tr><td>管理業務基本料</td><td colspan="3">1.9 ドル／㎡（最低料金 620 ドル）</td></tr>
<tr><td>共用施設利用料</td><td colspan="2">12 ドル／人</td><td>なし（トイレを賃貸面積に含める場合）</td></tr>
<tr><td>生産額比例管理費</td><td>5%</td><td>1%
（税務コンサルティングサービスあり）</td><td>なし
（税務コンサルティングサービスなし）</td></tr>
<tr><td>税務コンサルティングサービス料</td><td>－</td><td colspan="2">620 ドル</td></tr>
</table>

1. 建物利用料

5 ドル／㎡

専有部分の面積に対して請求する。サブリースを除き、1 社で占有するトイレは面積から除外する。また、スペース内にある非常階段の面積も除外する。但し、電源、空調、照明の設備の賃貸と保守を提供する設備付事務所は 10 ドル／㎡とする。

2. 管理業務基本料

1.9 ドル／㎡　＊毎年 1 月 1 日に 0.1 ドル値上げする。
但し、最低料金を **620** ドルとする。　＊毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げする。

専有部分の面積に対して請求する。サブリースを除き、1 社で占有するトイレは面積から除外する。また、スペース内にある非常階段の面積も除外する。
管理業務基本料には以下の費用が含まれる。
①消火器の再充填費用
②非常口案内灯と非常灯の設置及び充電池の交換費用（但し、お客様の電線に接続する）

3.　共用施設利用料（原則としてサブリース契約では請求しない）

12 ドル／従業員 1 名　＊毎年 1 月 1 日に 1 ドル値上げする。

共用施設利用料には以下の費用が含まれる。
①労働安全講習費用（設備の講習費用は除く）
②消防講習及び証明書申請費用
＊ホーチミン市以外の医療機関を健康保険の指定病院とし、かつ日常的にタントアン輸出加工区に出勤しない場合はこの料金を請求しない。

4.　生産額比例管理費

（法人化せずに入居する場合）

1～3 及び操業に関する経費の合計額の 5%

税関に登録を行う材料の購入費用に対しては 3%とする。

（現地法人として入居する場合）

なし

（税務コンサルティングサービスを提供する場合）

操業経費の 1%　＝（(売上原価－材料費）+（販売費および一般管理費)）×1%

5.　税務コンサルティングサービス料

620 ドル　＊毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げする。

税務コンサルティングサービスとは、ベトナム国内法人に対しての財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）の作成と会計監査や税務調査に関するコンサルティングを指し、会計事務所や税理士事務所との業務を支援する。
現金の出納・管理、記帳等の日常の経理業務は原則として行わない。

輸出加工区外でのマネジメントサービス

タントアン輸出加工区外でレンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等を契約または在宅勤務する場合の月当たりの料金は以下の通りです。

	法人化せずに契約	現地法人として契約
管理業務基本料	**620** ドル	
生産額比例管理費	**5%**	**1%**
税務コンサルティングサービス料	ー	**620** ドル

1. 管理業務基本料

620 ドル　＊毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げする。

管理業務とは、入退社・給与計算・社会保険等の労務関連サービス、物品購入補助・仮出金等の経理関連サービス、諸手続きに関する助言や代行等の監督官庁対応サービスを指す。

2. 生産額比例管理費

（法人化せずに契約）　**1 及び操業経費の合計額の 5%**

（現地法人として契約）**操業経費の 1%**

＝（(売上原価－材料費）+（販売費および一般管理費)）×1%

3. 税務コンサルティングサービス料

620 ドル　＊毎年 1 月 1 日に 30 ドル値上げする。

税務コンサルティングサービスとは、ベトナム国内法人に対しての財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）の作成と会計監査や税務調査に関するコンサルティングを指し、会計事務所や税理士事務所との業務を支援する。
現金の出納・管理、記帳等の日常の経理業務は原則として行わない。

4. 付加価値税（VAT）

輸出加工企業（EPE）でないベトナム国内法人へのご請求には VAT10%を加算する。

以上